

登園許可証について

(登園許可証の目安)

のぞみ保育園

	病名	登園停止期間
1	麻疹（はしか）	熱が下がり1週間経過するまで。
2	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで。（ワクチン接種している時は新しい発疹が出なくなるまで）
3	帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになるまで。
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺などの腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
5	風しん（三日ばしか）	発疹が消えるまで。
6	百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
7	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭及び結膜の症状がなくなり2日経過するまで。
8	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。
9	結核	全身の症状が快復し、主治医の許可がでるまで。
10	流行性角結膜炎（はやり目）	目の充血が消えて目ヤニがなくなるまで。（眼科医の許可が必要）
11	出血性結膜炎	目の充血が消えるまで。（眼科医の許可が必要）
12	腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）	全身の症状が快復し、主治医の許可がでるまで。
13	溶血性レンサ球菌咽頭炎	発熱がなくなり、通常の食事がとれるようになるまで。
14	感染性胃腸炎（嘔吐・下痢症）	嘔吐、下痢が治り、体力が快復するまで。
15	マイコプラズマ肺炎	特有の咳が軽快するまで。
16	ヘルパンギーナ	口の中の水疱が治り、通常の食事がとれるようになるまで。
17	手足口病	口の中の水疱が治り、通常の食事がとれるようになるまで。
18	伝染性膿痂疹（とびひ）	広い範囲の水ぶくれ・びらんが軽快するまで。
19	突発性発疹	解熱後体力が回復するまで
20	伝染性軟属腫（水いぼ）	停止期間無し

- ※ 1～18番までは 登園する際、許可証が必要となります。
19～20番までは 許可証は必要ありませんが、必ず医師の判断が必要ですので病院を受診して下さい。

登園許可証明書

氏名

下記の疾病で 平成 年 月 日から療養中のところ、現在軽快し、他児への感染のおそれはないと思われますので、平成 年 月 日から登園してよいことを証明します。

記

病名 ()
〔その他の感染症〕 ()

〈登園後の注意事項〉

平成 年 月 日

医療機関

医師

印